

## 非核政策のフィンランドが「核兵器持ち込み」容認へ

### 日本の非核三原則の見直しも不可避か？！

樋口 譲次

#### ○非核政策のフィンランドが「核兵器持ち込み」容認へ

ウクライナへ軍事侵攻中のロシアの隣国フィンランド政府は3月5日、長年堅持してきた非核政策を見直し、自国領内への核兵器の持ち込みを容認する方針を明らかにした。3月9日のBBC NEWS JAPANなどが伝えた。

フィンランドは、第2次世界大戦中にソ連軍の侵攻を受け2度の戦争を経験した。1939年の有名な「冬戦争」で領土を割譲し、その後、領土奪還を目指し独ソ戦の過程で1941年には「継続戦争」を戦った。

戦後の1948年、フィンランドは、ソ連との間で中立政策を認めさせた「友好協力相互援助条約」を締結し国際紛争の局外に立つ中立を志向してきた。

フィンランドは、ロシアと全長約1340キロの国境を接している。両国の国境は欧州連合（EU）加盟国とNATO加盟国の中で最も長く、その隣接性ゆえにロシアから度々軍事侵攻を受けた苦い歴史がある。

そのため、2022年2月にロシアがウクライナに全面侵攻を開始して以降、フィンランドは「軍事的非同盟」政策を転換し、同年5月、スウェーデンとともにNATO加盟を申請、2023年4月4日付でNATOに加盟した。また、米国との「防衛協力協定（DCA）」を発効させ安全保障上の連携を強化した。

そして、フィンランドは、その地政学的関係からロシアの脅威の高まりを鋭敏に感じ、自国の安全保障環境が日々悪化していると繰り返し警鐘を鳴らしてきた。

ロシア軍は侵攻以来、ウクライナ軍の予想以上の抵抗と欧米の支援により、想定外の苦戦を強いられ所期の作戦進展を図れなかった。その打開のため、ウラジーミル・プーチン大統領は、いわゆる「特別軍事作戦」の中で「核兵器を含めすべての軍事手段を行使する用意がある」と表明し、「核の恫喝」を繰り返し、核使用の蓋然性（可能性）を高めた。

ロシアは、核の恐怖を煽ることで、欧米諸国が長距離ミサイルなどの高性能兵器の供与、あるいは直接的な軍事支援を控えるよう抑止効果としての心理的圧力を加えた。また、欧米諸国が「核戦争へのエスカレーション」を恐れる隙をつき、それをロシアが戦場で戦略的・戦術的優位性を確保する有効な手段として最大限利用した。

他方、NATOは、米国の軍事力に大きく依存している。

しかし、第2次ドナルド・トランプ政権は、ウクライナへの継続的な軍事支援に極めて慎重である。また、ウクライナ戦争の終結を巡ってロシア寄りの姿勢を強める一方、西側同盟国に対しては強硬な姿勢を示しロシアの脅威に対抗する NATO の一致した連帯に懸念を生じさせ、核の拡大抑止（「核の傘」）を含めた米国のコミットメントに対する信頼性を大きく揺らがせている。

BBC NEWS JAPAN によると、フィンランドはこれまで、1987年に制定された「原子力法」において、平時・戦時を問わず、核爆発物の自国への輸入、国内での製造、保有、爆発を禁止してきた。この政策は、日本の非核三原則に極めて類似している。

しかし、アンティ・ハッカネン国防相は3月5日、2022年のロシアによるウクライナ全面侵攻によってフィンランドと欧州の安全保障環境が「根本的かつ大きく変化した」との認識を改めて示した。

その上で、同国政府案は、従来の方針を転換し、「フィンランドの軍事防衛に関連する場合に、核兵器をフィンランドに持ち込むこと、国内で輸送・引き渡し・保有すること」を可能にするものだと、ハッカネン氏は説明したのだ。

#### ○米国の「核の傘」の信頼性低下と NATO の新たな核抑止の取組み

NATO では、英国およびフランスが独立した戦略核戦力を保有しているが、核抑止の大半を米国の「核の傘」に依存してきた。

米国の地域核抑止システム（Regional Nuclear Deterrence Systems）は、基本的に前方展開核兵器、危機時に展開可能な核兵器と通常兵器の両方を搭載・運用できる核・非核両用機（DCA）、そして戦略核戦力（ICBM、SSBN および戦略爆撃機の3本柱）で構成されている。

米国は、戦略核戦力を背景に、欧州に DCA 配備のための核兵器を前方展開している。

その核兵器は、核共有（Nuclear Sharing）政策に基づき、ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコの5カ国に推定約100～150発の B61 型核爆弾が配備されているという。これらの核爆弾は米国が管理し、有事には NATO 同盟国の DCA が輸送・投下する仕組みである。

NATO は、これら米英仏の核戦力を NATO 加盟 32 カ国の安全保障の「最高の保証」とし、通常戦力およびミサイル防衛力と並んで、ロシアに対する抑止力と防衛力の総合的な中核的要素に位置付けている。

今年2月、ドイツで開かれたミュンヘン安全保障会議の年次報告書は、「構築が始まってから80年以上が経過した、米国主導の1945年以降の国際秩序は今や破壊されつつある」とし、ドナルド・トランプ大統領を特に抜きんでた「破壊者」の1人として名指しした。

第2次トランプ政権下で策定された「国家安全保障戦略（NSS）」および「国家防衛戦略（NDS）」は、「欧州が自らの防衛の主たる責任を負う」ことを求め、欧州に戦略的自立を強く促している。モンロー主義を再確認・強化して西半球における米国の優位性を回復することと、インド太平洋地域における中国との経済的・軍事的競争を優先するためである。

ドイツのフリードリヒ・メルツ首相は、ミュンヘン会議で「欧州とアメリカの間には深い亀裂が生じている」と指摘し、欧州各国は「犠牲」を払う覚悟を持つ必要があると述べた。

こうして、フランスとドイツは3月2日、核抑止に関する協力を強化することで合意した。また、フランスのマクロン大統領は、保有する核弾頭数を増やす方針を明らかにし、「われわれはリスクに満ちた地政学的な激動期にある」として、核抑止体制を「強化すること」が必要だと述べた。

この動きは、ロシアのウクライナ侵攻が欧州防衛の脆弱性を露呈したことに加え、地域安全保障の要であった米国の「核の傘」への依存を縮小しようとする欧州側の姿勢を反映したものだ。

当初述べたフィンランドの「核兵器持ち込み」容認も、NATOが自前で核抑止力を強化しようとする政策に呼応し、足並みを揃えようとする努力に他ならない。

### ○増大する中朝の核脅威—日本の非核三原則の見直しは不可避か?!—

東アジアでは、中国と北朝鮮の核戦力の強化が際立っている。

スウェーデンの国際平和研究機関であるストックホルム国際平和研究所（SIPRI）の2025年版報告書によると、中国は2023年以降、毎年約100発の弾頭を追加し、世界で最も急速に核兵器を増やしているという。20年代末までにロシアや米国と少なくとも同数の大陸間弾道ミサイルを保有する可能性がある」と記している。

米国防省の報告書は、中国がモンゴル国境付近のサイロに固体燃料方式のICBMを100基以上配備した可能性が高いと指摘した。また、中国の核戦力拡大は継続しており、2024年時点で600発台前半だった核弾頭備蓄数は30年までに1000発超になると見込まれると述べている。

一方、SIPRIは、北朝鮮も核兵器備蓄を増やす計画だと指摘した。

米国防情報局（DIA）は2025年時点で、北朝鮮が保有するICBMは「10基以下」であるが、2035年までに50基に増加する可能性がある」と評価している。

在韓米軍のザビエル・ブランソン司令官は2025年の議会証言で、ウクライナ戦争における北朝鮮の支援の見返りとして、「ロシアは北朝鮮への宇宙、核、ミサイル応用技術、

専門知識、物資の共有を拡大している」と指摘し、「ロシアの協力拡大は、今後3～5年にわたる北朝鮮の大量破壊兵器（WMD）計画の進展を可能にするだろう」と述べた

米国情報機関の2025年年次脅威評価（ATA）によると、金正恩委員長は核兵器を「体制の安全保障の保証」と見なし、放棄する「意図」はないという。そして、北朝鮮は、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）開発など、核攻撃の選択肢を多様化し、「核化の急速な拡大」（金正恩委員長、2025年8月発言）を進めている。

このように、東アジアでも核兵器の増強が続く中、SIPRIは「新たな脅威の時代が生まれている」と警鐘を鳴らしている。

これに対し、米国は、同盟国である日本、韓国、オーストラリアなどが中国と北朝鮮の核兵器をはじめとする軍事能力の脅威に懸念を表明していることを受け、「核の傘」を提供し、日本や韓国、その他の地域に駐留やローテーション配備の形で通常戦力を維持している。

しかし、日本や韓国などの東アジアには、NATO欧州と同じような前方展開核兵器は存在しない。また、地域核抑止システムとして組み込まれている核能力は、SSBNから発射される低出力型核弾頭（W76-2）搭載潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）のみと見られる。

原子力推進のSSBNは、長期間深海に潜伏する隠密行動を特性としている。そのため、実効性の把握が極めて困難であることから、その不確かかつ曖昧模糊とした態勢が、果たして中朝の核戦力に対する抑止力として十分に機能するのか、と疑問を挟まざるを得ないのである。

日本とフィンランドは、中露の核大国に隣接する地政学的条件が似通っている。核抑止に対する不安は、フィンランドと基本的に共通するものであり、同国の「核兵器持ち込み」容認への政策転換は理に適った選択として首肯できる。

韓国では、トランプ政権による同盟軽視への懸念と米国への安易な「核の傘」依存に対する不安を背景に、独自の核武装論が高まっている。

また、米国と韓国は、2023年のワシントン宣言を受け、核協議グループを設立するとともに、原子力潜水艦の整備に関しトランプ大統領の賛同を得たことで、その実現に向けた作業が進められている。

日本と米国は、拡大抑止協議（EDD）や「2+2」を通じ、定期的に米国の拡大抑止の強化に向けた取組みについて協議している。

我が国も、中朝の核兵器が増強する「新たな核脅威の時代」に入り、現行の米国の「核の傘」に少なからぬ懸念が生じている中、今こそ、「非核3原則」のうち特に「持ち込ませず」を見直し、現実に応じた確かな核抑止体制を確立する必要に迫られているのではないだろうか。